

佐渡市ケーブルテレビ放送施設  
指定管理業務特記仕様書

佐 渡 市

# 佐渡市ケーブルテレビ放送施設

## 指定管理業務特記仕様書

(目的)

第1条 この佐渡市ケーブルテレビ放送施設指定管理業務特記仕様書(以下「特記仕様書」という。)は、佐渡市ケーブルテレビ放送施設(以下「施設」という。)の指定管理者が行う業務及び履行方法等について、佐渡市ケーブルテレビ放送施設の設置及び管理等に関する条例(以下「条例」という。)、佐渡市ケーブルテレビ放送施設の管理運営に関する規則(以下「規則」という。)及び佐渡市指定管理業務標準仕様書(以下「標準仕様書」という。)のほか、必要な事項について定める。

(優先順位)

第2条 施設に係る基本協定書及び年度協定書に記載される事項は、この特記仕様書に優先するものとする。

(指定管理者の指定の意義)

第3条 佐渡市が施設の管理に関して指定管理者の指定を行うことの意義は、施設を活用し、指定管理者が有する技術及び能力等をもって、自らの創意工夫により良質な放送サービスを提供するとともに、効率的かつ有効的な施設の運営を図り情報化社会に適応した明るく住みよいまちづくりに貢献するものである。

(指定期間)

第4条 指定期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日とする。

(指定管理料及び利用料金収入)

第5条 佐渡市が前条で定める期間に、指定管理者に支払う指定管理料については、0円とし、詳細については別途協定書で定めるものとする。

2 本業務の実施の対価として、施設の利用に係る料金を指定管理者の収入として収受させることとする。

(法令等の遵守)

第6条 指定管理者は、次に定める法令等を遵守しなければならない。

- (1) 放送法
- (2) 佐渡市ケーブルテレビ放送施設の設置及び管理等に関する条例及び同施行規則
- (3) 佐渡市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例及び同施行規則
- (4) 佐渡市個人情報保護条例及び同施行規則
- (5) 佐渡市情報公開条例及び同施行規則
- (6) その他管理運営に適用される法令
- (7) 消防法(消防法の規程を受ける建物のある場合)
- (8) 個人情報保護法(個人情報を収集する業務がある場合)
- (9) 労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、高齢者雇用安全法、雇用保険法、健康保険法、厚生年金保険法、育児介護休業法、障害者雇用促進法など

(管理物件)

第7条 管理業務の対象となる物件(以下「管理物件」という。)は、管理施設と管理物品に区分し、管理施設の内容は別表1のとおりとする。

(業務の範囲)

第8条 佐渡市ケーブルテレビ放送施設の設置及び管理等に関する条例第24条に規定する業務は、標準仕様書で定める業務のほか、別表2のとおりとする。

(資格要件)

第9条 指定管理者は、前条に規定する業務を行うに当たって、次の資格を有するものを配置すること。

(1) CATV総合監理技術者

(2) 電気通信主任技術者

(リスク分担)

第10条 業務に関するリスク分担については、別に定めるもののほか、別表3のとおりとする。

2 前項に定める事項で疑義がある場合又は前項に定める以外の不測のリスクが生じた場合は、佐渡市と指定管理者で協議の上、リスク分担を決定する。

(備品等の貸与等)

第11条 佐渡市は、第8条で定める業務を行うために必要な管理物品のうち別表4に定める備品等I種を、無償で指定管理者に貸与する。

2 指定管理者は、指定期間中、備品等I種を常に良好な状態に保つものとする。

3 備品等I種が業務実施の用に供することができなくなった場合、佐渡市は、指定管理者との協議により、必要に応じて自己の費用で購入又は調達するものとする。ただし、1件につき3万円(消費税及び地方消費税を含む。)未満のものについては、指定管理者が自己の費用と責任において調達するものとする。

4 指定管理者は、故意又は過失により備品等I種を毀損又は滅失したときは、佐渡市との協議により、必要に応じて修理、補修又は佐渡市に対し自己の費用で当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達しなければならない。

(備品等の購入等)

第12条 指定管理者は、必要に応じて管理物品のうち別表5に定める備品等II種を、自己の費用により購入又は調達し、本業務実施のために供するものとする。

2 備品等II種が業務実施の用に供することができなくなった場合、指定管理者は、自己の費用で当該備品等を購入又は調達するものとする。

3 管理運営において、備品等I種及びII種に記載の無い管理物品が必要となった場合、佐渡市は、指定管理者との協議により、必要に応じて自己の費用で購入又は調達するものとする。ただし、1件につき3万円(消費税及び地方消費税を含む。)未満のものについては、指定管理者が自己の費用と責任において調達するものとする。

(備品等の帰属)

第13条 貸与した備品及び佐渡市が指定管理者に購入を指示、若しくは施設の機能として必要な備品(経年劣化等による更新、修繕を含む)等は、佐渡市に帰属し、指定管理者が任意に購入した備品等は、指定管理者に帰属する。なお、指定管理者が任意調達した備品については、指定期間終了時に指定管理者の自己の費用及び責任において撤去することとする。ただし、佐渡市が承認した場合は、この限りではない。

(管理物件の現状変更)

第14条 指定管理者は、施設を改造等により現状を変更(施設の修繕及びその他軽微な変更を除く。)及び敷地に建物その他の工作物を建設しようとする場合には、事前に改造等の計画を書面によって市に申請し、その承認を受けなければならない。

(管理物件の修繕等)

第15条 管理施設の改造、増築、移設及び設備の更新については、佐渡市が自己の費用と責任において実施するものとする。

2 管理物件の修繕については、1件につき20万円(消費税及び地方消費税を含む。)未満

のものについて指定管理者が自己の費用と責任において実施するものとし、1件につき20万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上のものについては佐渡市が負担し実施するものとする。ただし、市が加入する別表2の建物災害共済の適用となる場合、指定管理者は市が全額を負担した後で別に定められた負担区分に基づく額を市に納付するものとする。

（業務等の引継ぎ）

第16条 指定管理者は次の各号に定める業務等を現在の管理者から引継ぐものとする。

- (1) 令和8年3月31日以前に佐渡市が許可した施設の利用及び実施が決定している事業
- (2) 前号に掲げるもののほか、別表6に定める契約  
（施設の引継ぎ等）

第17条 次のことに留意して円滑な引継ぎを行うものとする。

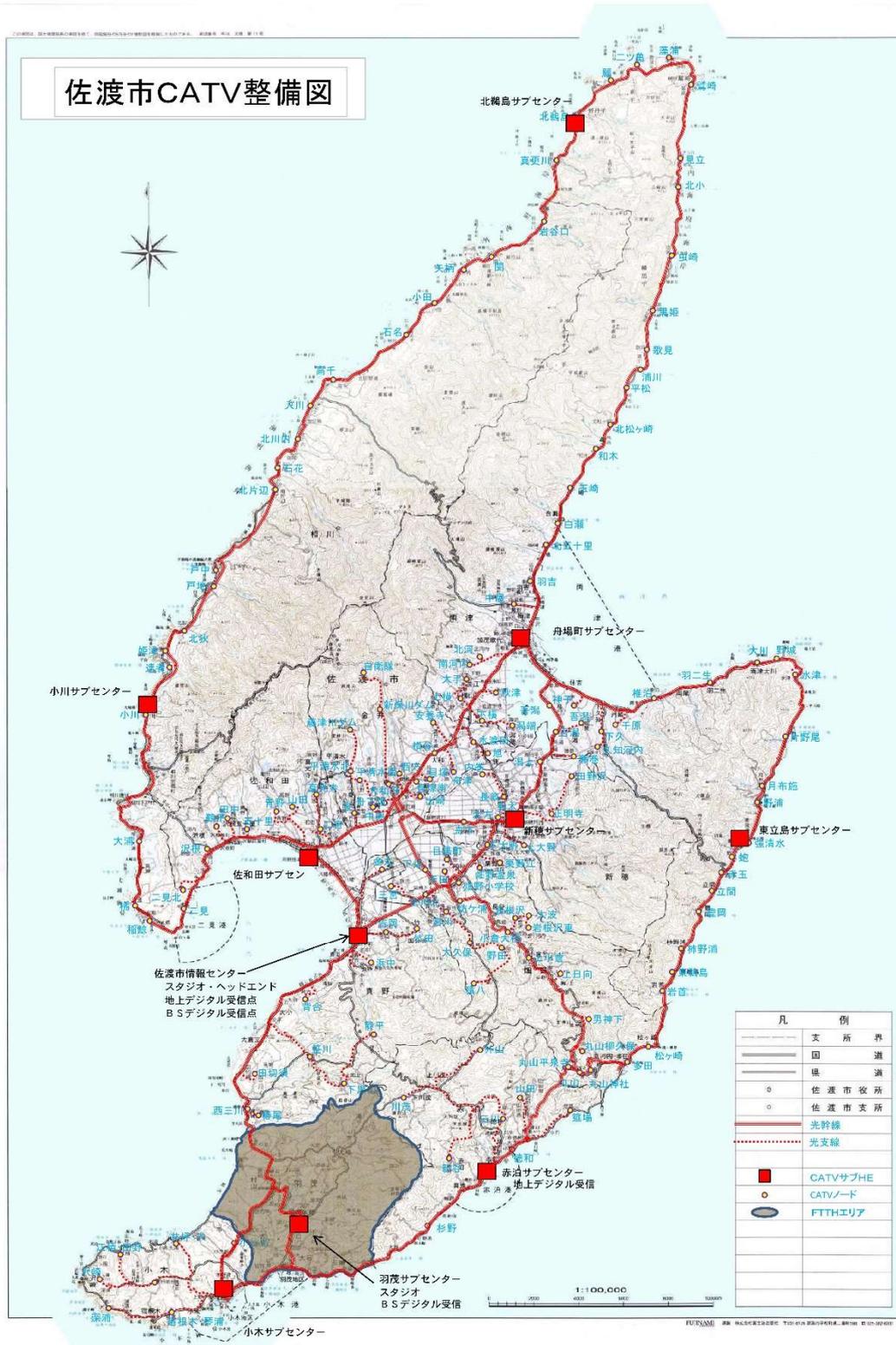
- (1) 令和8年4月1日から管理開始が円滑に行われるように市及び指定管理者等による引継ぎ打ち合わせ会の実施や加入者への説明を積極的に行うものとする。
- (2) 引継ぎに要する費用については、指定を受けた事業者の負担とする。
- (3) 管理開始後、一定期間、事業運営の円滑化のため佐渡市担当者の受け入れに協力すること。

（その他）

第18条 本仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務内容及び処理について疑義が生じた場合は、市と誠意を持って協議し決定する。

別表1 管理施設（第7条関係）

施設 の 名 称		佐渡市ケーブルテレビ放送施設		
施設 の 所 在 地		佐渡市真野新町 489 番地 ほか		
施設 概要	開 設 日	平成 1 1 年 4 月 1 日		
	業 務 区 域	(株)佐渡テレビジョンエリアを除く市内全域 参考資料 1 「佐渡市CATV整備図」		
	施 設 構 成	受信点（地上デジタル2基、BSデジタル2基） ヘッドエンド 情報センター1箇所、サブセンター9箇所 詳細 参考資料 2 「施設一覧」 参考資料 3 「施設図面」を参照		
	設 備	詳細な設備の状況については閲覧対応とします。		
	利 用 者 実 績	令和 4 年度	5, 6 9 7 世帯	
		令和 5 年度	5, 6 5 6 世帯	
		令和 6 年度	5, 5 9 4 世帯	
	使 用 料 実 績	令和 4 年度	1 0 4, 2 1 4 千円	
		令和 5 年度	1 0 3, 0 9 2 千円	
		令和 6 年度	1 0 1, 2 2 8 千円	
	契 約 状 況	別表 6 参照		
収 支 実 績	令和 4 年度	△ 1, 4 6 0 千円 (指定管理料 8, 800 千円)		
	令和 5 年度	1 4, 6 8 9 千円 (指定管理料 22, 550 千円)		
	令和 6 年度	1 0, 7 7 4 千円 (指定管理料 21, 890 千円)		
改 築 ・ 修 繕 履 歴	なし			
付 帯 施 設 等	伝送路：光…650, 700m、同軸…754, 300m 電源供給器：900V A…76 台、320V A…205 台 光電変換増幅器 166 台、双方向幹線分岐増幅器（TBA）692 台 双方向延長増幅器（EA）1, 031 台 自家柱 861 本、共架柱 23, 297 本			
そ の 他	① 加入総世帯数 7, 880 世帯（令和 7 年 3 月 31 日） ② 利用料 1, 571 円/月 ③ 加入負担金 20, 952 円 ④ 放送内容 ア) コミュニティ放送 イ) 同時再放送（地上デジタル放送、BS デジタル放送） ウ) FMラジオ放送 エ) 災害緊急情報			

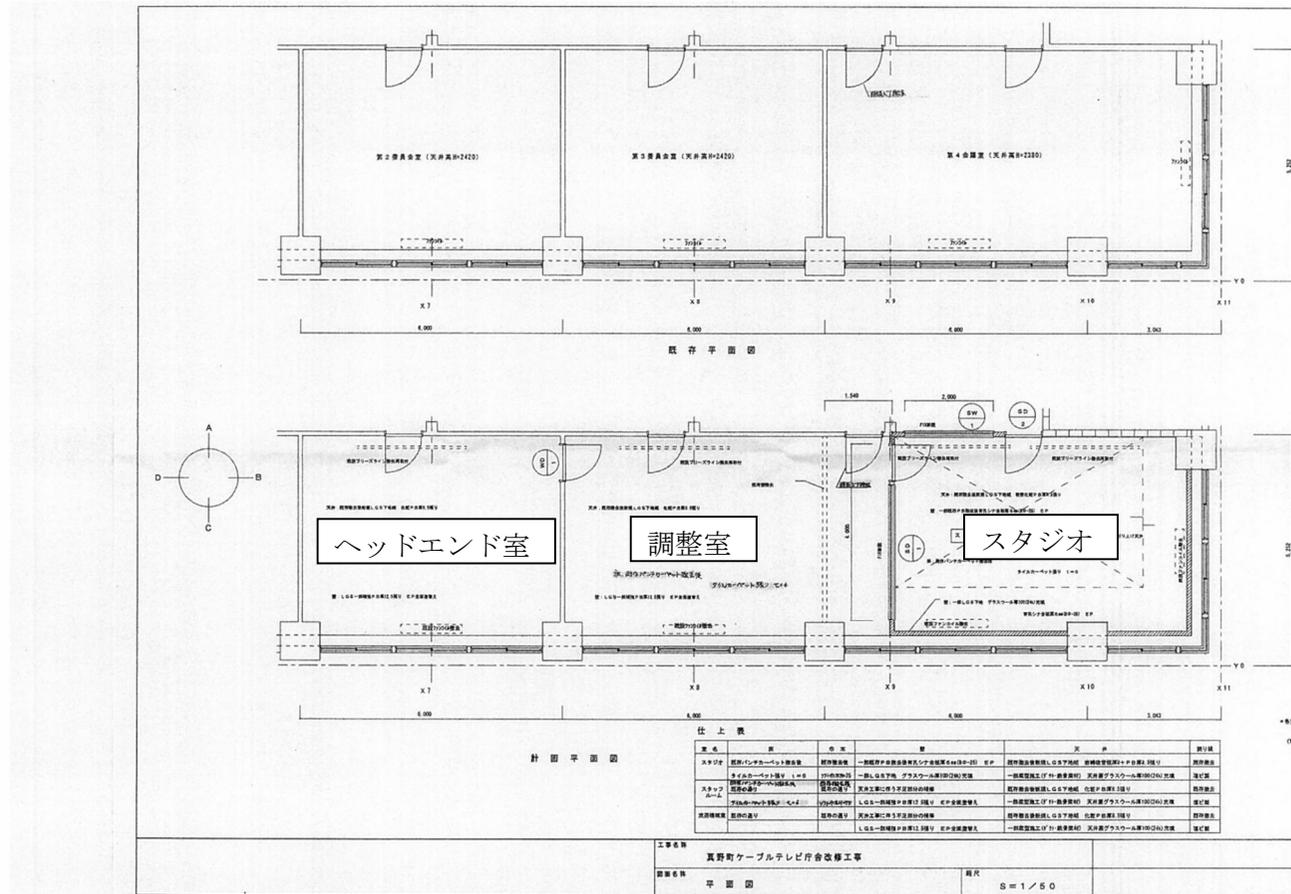


参考資料2 施設一覧

名 称	位 置	施設の概要等
佐渡市情報センター	佐渡市真野新町489 (真野行政サービスセンター内)	◆開設年月 平成16年7月1日 ◆スタジオ33.25㎡、調整室34.68㎡ 事務室28.50㎡、ヘッドエンド室28.50㎡ ◆受信空中線(地上波デジタル) ◆受信空中線(BSデジタル) ◆ヘッドエンド(地上波デジタル・BSデジタル) ◆映像編集機器 等
羽茂サブセンター	佐渡市羽茂本郷527-1	◆開設年月 平成11年4月1日 ◆スタジオ53.32㎡、調整室54.71㎡ 事務室28.00㎡ ◆ヘッドエンド(サブヘッドエンド)
小木サブセンター	佐渡市小木町950	◆開設年月 平成28年4月1日 ◆ヘッドエンド(サブヘッドエンド)
赤泊サブセンター	佐渡市徳和2376-3 (旧赤泊行政サービスセンター内)	◆開設年月 平成16年7月1日 ◆受信空中線(地上波デジタル) ◆ヘッドエンド(サブヘッドエンド)
佐和田サブセンター	佐渡市河原田本町394 (佐和田行政サービスセンター内)	◆開設年月 平成16年7月1日 ◆ヘッドエンド(サブヘッドエンド)
新穂サブセンター	佐渡市新穂瓜生屋490	◆開設年月 平成29年4月1日 ◆ヘッドエンド(サブヘッドエンド)
小川サブセンター	佐渡市小川1958-6	◆開設年月 平成19年12月1日 ◆ヘッドエンド(サブヘッドエンド)
北鶴島サブセンター	佐渡市北鶴島181	◆開設年月 平成19年12月1日 ◆ヘッドエンド(サブヘッドエンド)
舟場町サブセンター	佐渡市梅津2341-1	◆開設年月 平成19年12月1日 ◆ヘッドエンド(サブヘッドエンド)
東立島サブセンター	佐渡市東立島2-6	◆開設年月 平成19年12月1日 ◆ヘッドエンド(サブヘッドエンド)

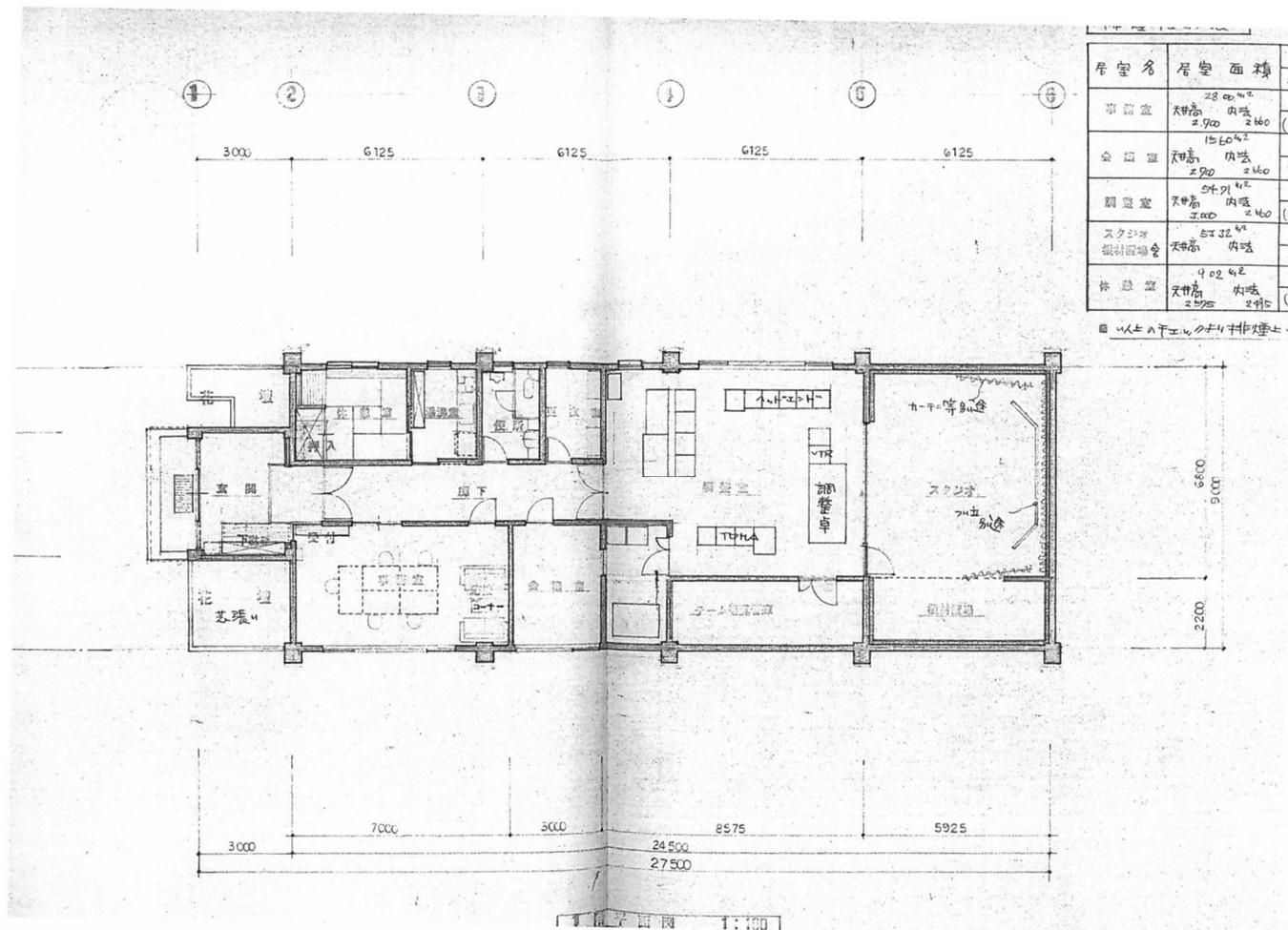
参考資料 3 施設図面 (平面図)

真野行政サービスセンター 3階

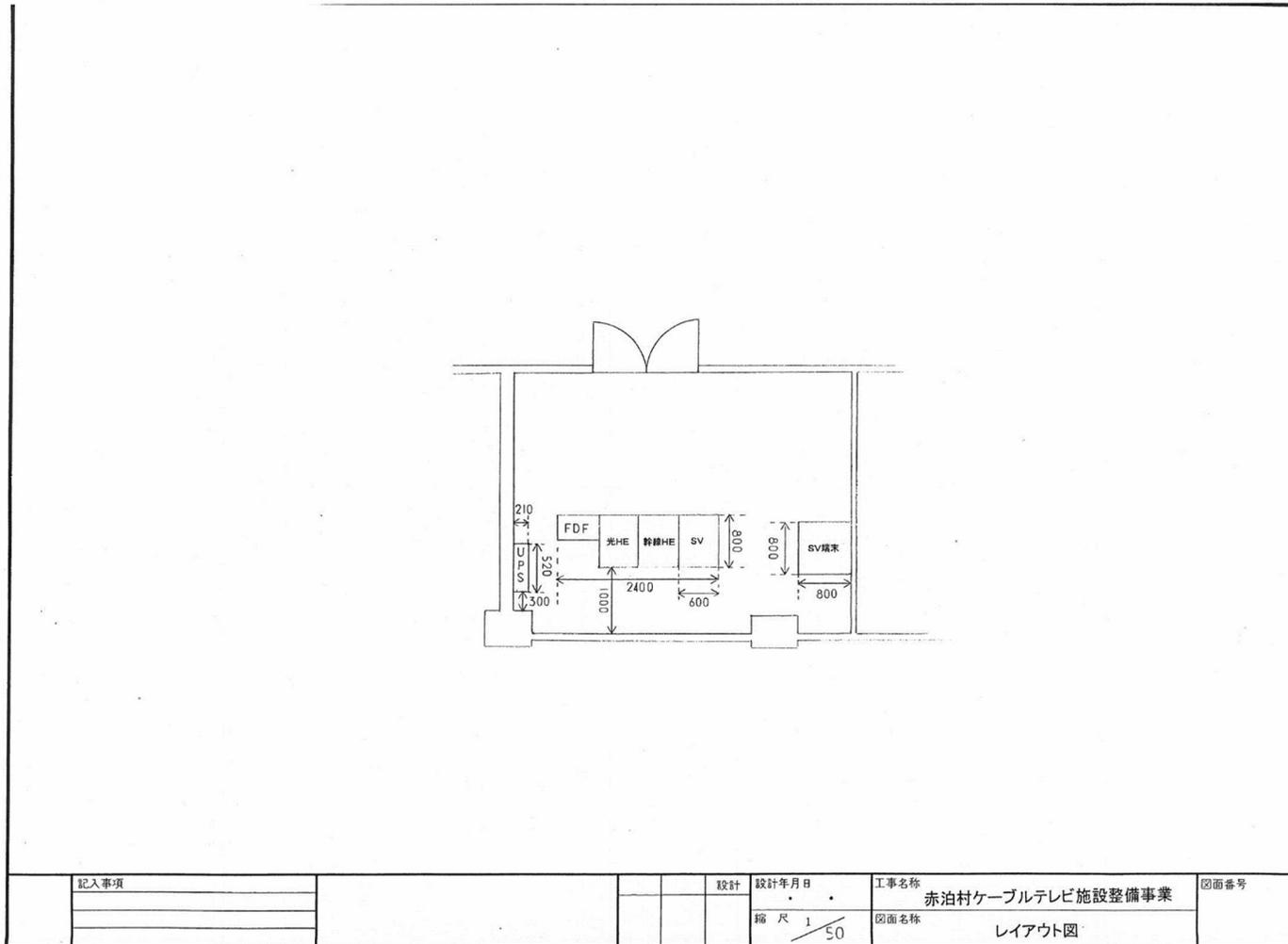




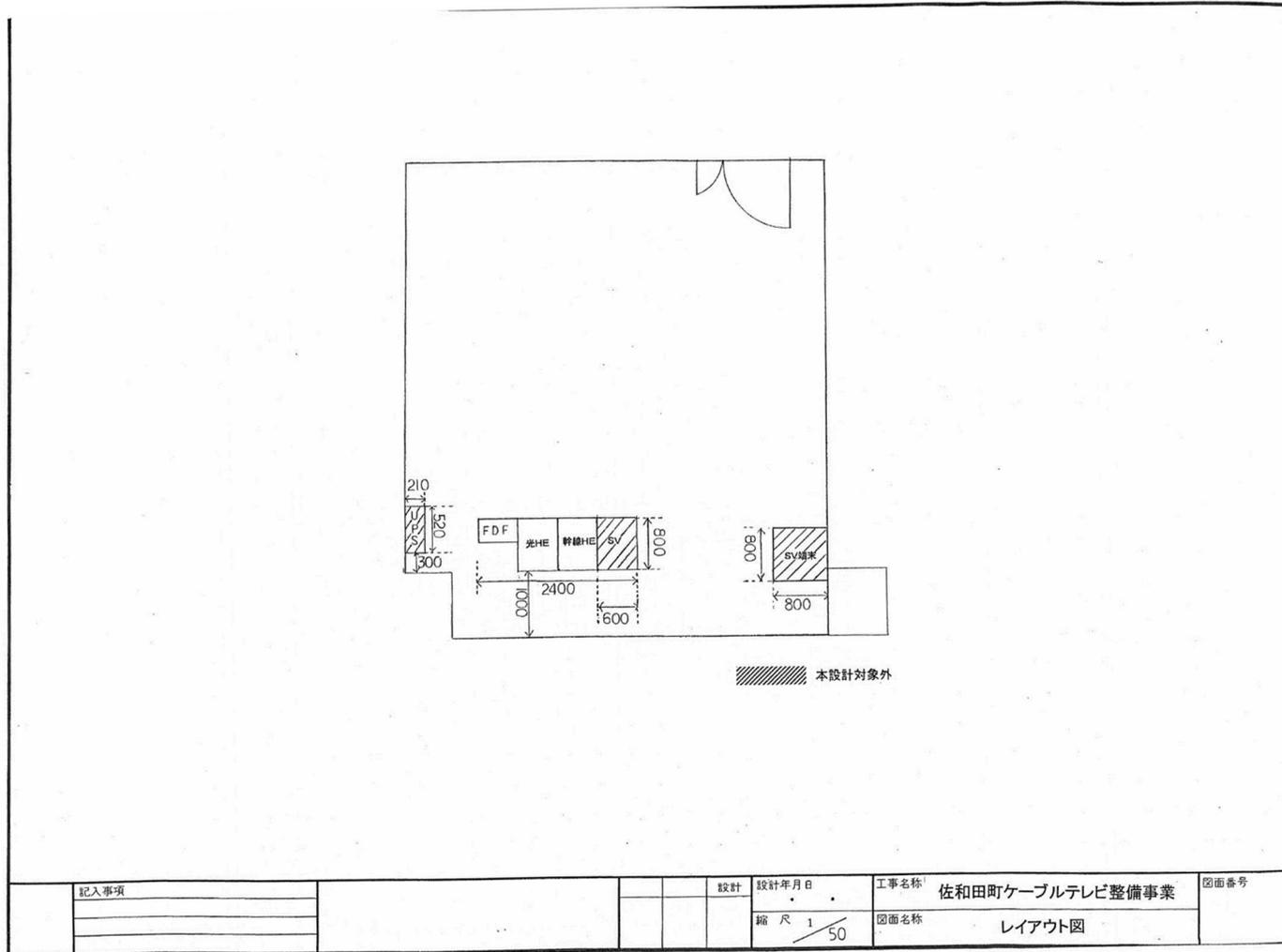
羽茂サブセンター



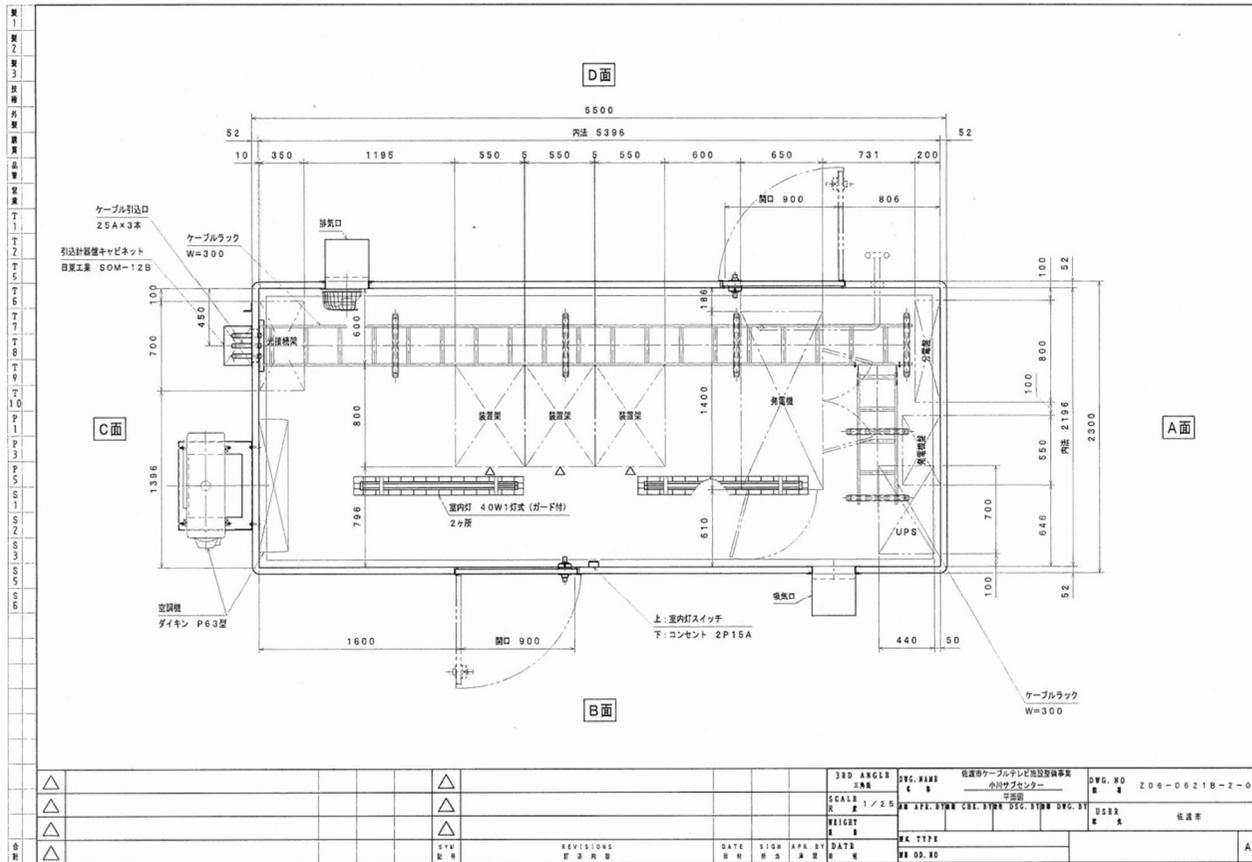
赤泊サブセンター ヘッドエンド室



佐和田サブセンター ヘッドエンド室



小木、小川、北鶴島、舟場町、東立島の各サブセンター及び新穂サブセンター



別表2 業務の範囲（第8条関係）

市が行う業務等	指定管理者が行う業務等
<p>(施設運営業務)</p> <p>1 目的外使用の許可</p> <p>(1) 佐渡市行政財産目的外使用条例（平成16年条例第67号。）及び佐渡市行政財政目的外使用条例施行規則（平成16年条例第61号。）の規定に基づく業務を行うこと。</p> <p>2 放送番組審議会及び放送施設管理運営審議会に関すること</p> <p>(1) 審議会委員の委嘱</p> <p>(2) 審議会会議の開催</p> <p>3 使用料等の徴収について</p> <p>(1) 過年度の滞納使用料及び滞納処分に関すること。</p>	<p>(施設運営業務)</p> <p>1 加入申請等に関すること</p> <p>(1) 加入申請</p> <p>① 放送施設の利用について加入申請があった場合は、条例等の同意を確認のうえ、加入の承認を行うこと。加入者から加入金の徴収を行うこと。</p> <p>② 指定管理者制度へ移行する前に、放送施設の利用について承認されている者は①の申請を受けているものとみなす。</p> <p>(2) 変更申請等</p> <p>加入の内容変更、口座変更、廃止等、加入者から変更等の申請があった場合は内容を確認のうえ許可すること。</p> <p>(3) 加入、廃止等に伴う工事費用</p> <p>加入、廃止等に伴う必要な設備の工事費用のうち、宅外工事は管理者負担とし、宅内工事は加入者負担とする。</p> <p>2 加入者管理に関すること</p> <p>(1) 加入者台帳</p> <p>① 加入者について管理台帳を作成する。</p> <p>② 管理台帳は加入者の申請内容項目のほか、料金賦課、収納に関する項目を記載し、加入状況、収納状況等、加入者からの問い合わせに答えることができるものとする。</p> <p>③ 管理台帳には変更申出等加入後の各種変更の内容を速やかに反映し、加入者台帳を常に最新の状態にしておくこと。</p> <p>3 加入負担金及び使用料の徴収に関すること</p> <p>(1) 放送施設の加入負担金及び使用料を加入者から徴収すること。</p> <p>加入負担金及び使用料の徴収方法は、現在の納付方法、納付月及び振替口座を継続する。使用料の徴収は原則、口座振替とするが、困難な場合は納付書を発行する。</p> <p>(2) 現金の管理を安全かつ確実に取り扱うため、現金取扱責任者を予め</p>

別表2 業務の範囲（第8条関係）

市が行う業務等	指定管理者が行う業務等
	<p>定めるほか、必要な体制を整備すること。また、現金取扱責任者を市へ報告すること。</p> <p>(3) 加入負担金及び使用料は指定管理者の収入とすること。</p> <p>(4) 徴収した加入負担金と使用料は月ごとに収入金月計表を作成し、当月分を翌月10日までに市へ提出すること。</p> <p>(5) 加入負担金及び使用料の減免及び還付は条例に基づき行うこと。          なお、減免する場合は加入負担金等減免申請書を提出させ、市長の承認を得て定めた基準に従い行うこと。</p> <p>4 宅内工事に関すること</p> <p>(1) 宅内工事業者の認定を行うこと。</p> <p>(2) 加入者の宅内工事は加入者の指定した宅内工事認定業者に行わせること。</p> <p>5 著作権に関すること          著作権関係団体との契約及び報告、支払いを行うこと。</p> <p>(放送業務)</p> <p>佐渡市ケーブルテレビ放送施設放送番組審議会規則第6条に規定する別紙「佐渡市有線テレビジョン放送「CNSテレビ」番組基準」及び特記仕様書別紙1「CNSテレビ放送番組の編成方針」により以下に定める業務を行う。</p> <p>1 公官署、公共団体等の公示事項及び広報事項を伝達すること</p> <p>(1) 受付業務          市役所等から広報事項を受け付ける。</p> <p>(2) 広報業務          受け付けた広報すべき事項を自主放送（文字放送等含む）により、指定のとおり広報する。</p> <p>(3) 集計業務          広報した件数等を日報、月報、年報に集計し報告する。</p>

別表2 業務の範囲（第8条関係）

市が行う業務等	指定管理者が行う業務等
	<p>2 生産、消費、生活、経済、教育、文化等に関する情報を提供すること</p> <p>(1) 地域住民の生活、経済、教育、文化に関する必要な情報を提供すること。ただし、市が主催又は共催するなど市が関与するものを基本とする。</p> <p>(2) 提供する情報内容は予め市の指示を受ける又は市の承諾を受けるとともに、視聴者に周知すること。</p> <p>3 災害その他の緊急事態に関する情報を提供すること 市が発信する災害その他の緊急事態に関する情報を速やかに提供すること。</p> <p>4 テレビジョン放送及びFM放送の再放送を行うこと</p> <p>(1) 地上放送、BS放送、FMラジオ放送波を法律に基づき再放送すること。</p> <p>(2) 各放送局との再放送同意を得ること。</p> <p>(3) 再放送同意に基づく加入者数等の報告を各放送局宛に行うこと。</p> <p>5 議会中継（定例会・臨時会）は複写して図書館での貸出に供すること</p> <p>6 上記のほか市長が特に必要と認める情報の収集及び提供を行うこと</p> <p>7 自主事業に関すること 市は指定管理者の事業内容が管理にあたって基本理念と合致しており、通常業務を妨げないと認めた場合は指定管理者が自らの発案による事業（以下「自主事業」）を行うことができる。</p> <p>(1) 自主事業の計画書及び報告書の作成</p> <p>① 自主事業を定期的を実施する場合は年間計画書を提出し承認を得ること。なお、随時実施する場合は事前に計画書を提出し承認を得ること。</p> <p>② 定期的を実施する場合は毎月事業報告書を作成し、当月分を翌月15日までに、随時の場合は実施後15日以内に事業報告書を市に提出すること。</p>

別表2 業務の範囲（第8条関係）

市が行う業務等	指定管理者が行う業務等
<p>(維持管理業務)</p> <p>1 維持修繕に関すること</p> <p>(1) センター施設からノード又は幹線分岐クロージャ、公共施設までの光ケーブルの修繕を行うこと。</p> <p>(2) 1件20万円（消費税込み）以上のものについて負担を行うこと。</p> <p>(3) 上記(1)(2)に関わらず、支障移転経費の補償が適用される工事</p> <p>(4) 修繕箇所について報告を受けたときは、指定管理者と協議し対策を決定し、修繕計画を作成すること。</p> <p>(5) 修繕用部材のうち1台20万円（消費税込み）以上のものの負担。</p> <p>(6) 保険適用される要因による修繕。</p> <p>(7) 自営柱の新規設置</p> <p>(8) 自家発電機の保守管理</p> <p>① 次に示すサブセンターに設置されている自家発電機の点検を行い、サービスの低下にならないように務めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・佐渡市情報センター</li> <li>・佐和田サブセンター</li> </ul> <p>② 定期点検における報告書を整理保管すること。</p> <p>③ 上記①に示す発電機の燃料補充をすること。</p> <p>(9) 伝送路又はセンター設備で障害が発生し、指定管理者から連絡を受けた場合で、その障害が広域又は甚大なため復旧までに相当の時間を要すると見込まれる時は、指定管理者との情報共有を図るとともに、顧客への対応に協力すること。</p>	<p>(2) 自主事業に係る経費 自主事業に係る経費は指定管理者の負担とする。</p> <p>(維持管理業務)</p> <p>1 施設の保守管理及び維持修繕に関すること</p> <p>(1) 建築設備の保守管理</p> <p>① 建築設備（空調設備、電気設備等）は、日常点検、定期点検等を行い、初期の性能を維持すること。</p> <p>② 監視・点検等作業における報告書を整理保管すること。</p> <p>(2) 情報センター等放送施設の保守管理</p> <p>① 次の施設については定期的に機器の点検を行い、サービスの低下にならないように努めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ヘッドエンド設備</li> <li>・調整室</li> <li>・スタジオ</li> </ul> <p>② 定期点検作業における報告書を整理保管すること。</p> <p>(3) 伝送路設備の保守管理</p> <p>① 保守対象設備は、センター施設から加入者宅に設置された保安器又は光回線終端装置（電源設備を含む）までの設備とする。</p> <p>② 電気事業法第42条第1項の規定に基づき定めた自家発電工作物保安規程により適切に管理すること。</p> <p>③ センター施設からサブセンター施設間の伝送路において、何らかの異常を発見した場合や障害を検知した場合は、速やかに市へ通報すること。</p> <p>(4) 障害対応</p> <p>① 加入者宅または伝送路上もしくはセンター設備で障害が発生した場合は、状況に応じて原因の切り分けを行い、以下の障害対応を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加入者から障害通報を受付、受付内容により必要に応じて現地対</li> </ul>

別表2 業務の範囲（第8条関係）

市が行う業務等	指定管理者が行う業務等
	<p>応を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害原因の切り分け、関係対応部門への連絡・応援要請、代替機器との入替、仮復旧等の一次対応。</li> <li>・ 正常業務へ向けた修理復旧等の二次対応。</li> </ul> <p>② 加入者からの障害通報の受付時間は 24 時間とし、年中無休対応とする。現地駆け付け時間は概ね 1 時間以内とする。</p> <p>(5) 障害に係る加入者からの費用負担 加入者の故意による障害及び加入者が独自に設置した配線等による障害の復旧に係る費用は、当該加入者の負担とする。</p> <p>(6) 維持修繕に関すること（第 14 条関係）</p> <p>① 指定管理者が負担する修繕費は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設及び設備の修繕の内、修繕費 1 件あたり 20 万円（消費税込み）未満とする。</li> <li>・ 指定管理者の責めに帰すべき事由により生じたときは指定管理者の負担とする。</li> </ul> <p>② 台帳の整理及び報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 修繕台帳を整理し市へ報告すること。</li> <li>・ 施設を維持する上で必要な修繕が発生した場合は、指定管理者は直ちに市へ報告すること。</li> </ul> <p>③ 不測の障害等に対応するため、市の保有する修繕用部材を適切に管理し、不足が生じた際には 1 台 20 万円（消費税抜き）未満のものは、指定管理者の負担により調達するものとする。</p> <p>(7) 支障移転に関すること 光ノード終点から加入者宅までの同軸ケーブル又は幹線分岐クロージャから加入者宅までの光ケーブルに関する支障移転工事を行うこと。 ただし、支障移転経費の補償が適用される工事を除く。</p> <p>(8) 自家発電機の保守管理</p>

別表2 業務の範囲（第8条関係）

市が行う業務等	指定管理者が行う業務等
	<p>① 次のサブセンターに設置されている自家発電機の点検を行い、サービスの低下にならないように務めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・羽茂サブセンター</li> <li>・小川サブセンター</li> <li>・北鶴島サブセンター</li> <li>・舟場町サブセンター</li> <li>・東立島サブセンター</li> <li>・小木サブセンター</li> <li>・新穂サブセンター</li> </ul> <p>②定期点検における報告書を整理保管すること。</p> <p>③上記①に示す発電機の燃料補充をすること。</p> <p>2 備品管理等の関すること（第11条～第13条関係） 指定管理者は施設に設置された備品の保守管理を次により行う。</p> <p>(1) 備品の保守管理 市は施設の備品台帳登載物品を指定管理者に無償で使用させる。指定管理者はこれらの備品を善良な管理者の注意をもって使用する。 また、施設の備品以外に指定管理者が必要とする備品が生じた場合は新規に購入し管理すること。</p> <p>(2) 市の備品に破損、紛失などが発生した場合は速やかに報告すること。</p> <p>(3) 消耗品等の補充を行うとともに、補充に当たってはグリーン調達の推進や資源リサイクルに配慮すること。</p> <p>3 日常清掃</p> <p>(1) 施設及び駐車場において日常清掃を行い、良好な環境衛生及び美観を保つこと。</p> <p>(2) 放送施設内の定期清掃を行うこと。</p> <p>(3) サブセンター敷地内の除草及び植栽の管理を定期的に行い、美観を</p>

別表2 業務の範囲（第8条関係）

市が行う業務等	指定管理者が行う業務等
<p>(放送施設設置業務)</p> <p>1 伝送路に関する工事 ・伝送路延長及び支障移転等により伝送路が全く別ルートとなる場合の工事を行うこと。</p> <p>(経営管理業務)</p> <p>1 モニタリング (1) 必要に応じて現場確認を行うこと。 (2) 定められた報告を求めること。</p> <p>2 連絡調整 連絡調整会議等を開催し、指定管理者と情報交換を行うこと。</p> <p>3 視察の対応 行政視察の場合は指定管理者と協働で対応する。</p> <p>4 各種報告書類 総務省信越総合通信局への実績報告 ・ケーブルテレビジョンの加入状況調査（四半期に1回、年4回）</p>	<p>保つこと。</p> <p>4 保安警備業務 (1) ヘッドエンド室等の施錠を常に管理し、部外者の入室がないよう注意すること。 (2) 夜間及び閉庁についても保安警備を行うこと。 (3) ヘッドエンド室等において災害、火災、事故、犯罪等の非常事態の発生が予想される時、または発生したときは直ちに市に報告しその指示を受けなければならない。 ただし、事態が緊急を要する場合は人員の安全確保に関する措置及び施設等の保全措置を優先的に講じた後、速やかに市へ報告すること。</p> <p>(放送施設設置業務)</p> <p>1 新規引込工事等に関すること ・新規加入、脱会、休止、再開、防護材設置に係る工事を行うこと。 ・整備台帳を整理し市へ報告すること。</p> <p>(経営管理業務)</p> <p>1 モニタリング 市民及び利用者ニーズの把握に係る有効な調査を行うこと。</p> <p>2 文書管理 (1) 管理運営について業務日誌を作成し、市が求めた場合はこれを提示すること。 (2) 業務に係る文書を適正に管理すること。 (3) 指定期間の満了等に伴い管理業務を終了するときは、管理に係る文書を市又は市が指定する団体等に引継ぐこと。</p> <p>3 各種報告書類 (1) 総務省信越総合通信局への実績報告 ・有線一般放送に係る運用実績</p>

別表2 業務の範囲（第8条関係）

市が行う業務等	指定管理者が行う業務等
	<p>(2) 次に掲げる事項について月ごとのデータを翌月の10日までに報告すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加入、脱会状況（有料チャンネル・BSデジタル等も含む）</li> <li>・収入状況</li> </ul> <p>(3) 事業計画書と事業報告書を定められた時期に提出すること。</p> <p>4 連絡調整 市が実施する連絡調整会議等に参加し、業務の状況報告や情報交換を行うこと。</p> <p>5 関連団体等との連携</p> <p>(1) 関連団体等と連携し放送及び放送技術の向上に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(財)日本ケーブルテレビ連盟</li> <li>・(財)日本ケーブルテレビ連盟信越支部</li> </ul> <p>6 視察の対応 市民、学校、企業などの視察について対応する。</p> <p>7 職員の配置及び管理</p> <p>(1) 業務を効果的かつ効率的に行うために必要な人員配置及び勤務形態をとること。また、職員については雇用形態に応じ福利厚生（社会保険加入、雇用保険加入、有給休暇など）を徹底すること。</p> <p>有給休暇など）を徹底すること。</p> <p>(2) 施設の管理責任者を置き、市に報告すること。</p> <p>(3) 職員の資質の向上を図るため、研修を実施するとともに施設の管理運営に必要な知識及び技術の習得に努めること。</p> <p>(4) 業務における安全管理指導を定期的に行うこと。 高所作業、機器の取扱、有害物の取り扱いなど、定められたマニュアルを遵守し、事故のないように指導すること。</p> <p>8 会計等</p> <p>(1) 指定管理者が負担することとなる経費は、その契約に応じて遅滞なく支払うこと。</p>

別表2 業務の範囲（第8条関係）

市が行う業務等			指定管理者が行う業務等														
<p>(その他業務)</p> <p>1 損害賠償の対応 次の保険に加入し、保険料を負担すること。</p> <p>(1) 公益社団法人 全国市有物件災害共済会</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保険内容</th> <th>金額区分</th> <th>負担者・負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 火災、落雷、爆発 (免責無し)</td> <td>20万円未満</td> <td>保険100% ただし、保険適応外（免責含む。）の場合、指定管理者の負担とする。</td> </tr> <tr> <td>2 物体の落下、車両の衝突、騒じょう、破壊行為、雪災、土砂崩れ（免責5万円未満）</td> <td>20万円以上共済責任額まで</td> <td>保険100% ただし、保険適応外の場合、市の負担とする。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">風・水災（免責5万円未満）</td> <td>20万円未満</td> <td>指定管理者50% 保険50% ただし、保険適応外（免責含む。）の場合、指定管理者の負担とする。</td> </tr> <tr> <td>20万円以上共済責任額まで</td> <td>市50% 保険50% ただし、保険適応外の場合、市の負担とする。</td> </tr> </tbody> </table>			保険内容	金額区分	負担者・負担割合	1 火災、落雷、爆発 (免責無し)	20万円未満	保険100% ただし、保険適応外（免責含む。）の場合、指定管理者の負担とする。	2 物体の落下、車両の衝突、騒じょう、破壊行為、雪災、土砂崩れ（免責5万円未満）	20万円以上共済責任額まで	保険100% ただし、保険適応外の場合、市の負担とする。	風・水災（免責5万円未満）	20万円未満	指定管理者50% 保険50% ただし、保険適応外（免責含む。）の場合、指定管理者の負担とする。	20万円以上共済責任額まで	市50% 保険50% ただし、保険適応外の場合、市の負担とする。	<p>(2) 収入及び支出の状況について、帳簿を作成すること。</p> <p>9 経費の節減 電気、水道、ガス等の使用状況を把握するとともに、環境に配慮した運転により、光熱水費の削減に努めること。</p> <p>10 契約の変更 電気、水道、電話等の使用名義を市から指定管理者に変更すること。</p> <p>(その他業務)</p> <p>1 損害賠償の対応 市が指定する業務については、市で加入する全国町村会総合賠償補償保険の被保険者としてみなされ、市の責任と同等に当該保険の対象となるため、加入の必要は無い。 ただし、指定管理者が自主事業を運営する場合は、その運営上もたらされる賠償責任は、指定管理者が負うこととなるため、市が加入している保険と同等の補償が受けられる施設賠償保険及び第三者賠償保険に加入し、その保険料を負担すること。</p> <p>2 各種届出 業務に必要な関係機関への届など、各種手続を行うこと。</p>
保険内容	金額区分	負担者・負担割合															
1 火災、落雷、爆発 (免責無し)	20万円未満	保険100% ただし、保険適応外（免責含む。）の場合、指定管理者の負担とする。															
2 物体の落下、車両の衝突、騒じょう、破壊行為、雪災、土砂崩れ（免責5万円未満）	20万円以上共済責任額まで	保険100% ただし、保険適応外の場合、市の負担とする。															
風・水災（免責5万円未満）	20万円未満	指定管理者50% 保険50% ただし、保険適応外（免責含む。）の場合、指定管理者の負担とする。															
	20万円以上共済責任額まで	市50% 保険50% ただし、保険適応外の場合、市の負担とする。															

別表2 業務の範囲（第8条関係）

市が行う業務等			指定管理者が行う業務等	
地震（免責10万円未満。ただし、罹災した加入物件が複数あり、損害額の合計が10万円以上であれば、1件あたりの損害額が10万円未満でも保険の対象となる。）	20万円未満	指定管理者85% 保険15% ただし、保険適応外（免責含む。）の場合、指定管理者の負担とする。		
	20万円以上共済責任額まで	市85% 保険15% ただし、保険適応外の場合、市の負担とする。		
(2) 全国町村会総合賠償補償保険				
保険内容	身心	財物		
賠償責任保険 （施設の瑕疵に起因する事故の補償）	2億円／人 20億円／事故	2千万円／事故		
保険内容	死亡	後遺障害	入院	通院
補償保険 （市が行う業務に起因する事故の補償）	500万円	20～ 500万円	1～15万円	1～6万円

別表3 リスク分担（第10条関係）

種類	リスク内容	負担者	
		市	指定管理者
管理運営費	急激な物価変動による管理運営費の変更（管理運営に影響を及ぼす場合に限る）	○	
	関係法令の変更起因する費用（管理運営に影響を及ぼす場合に限る）	○	
	自然災害の対応費用（リスク回避が不可能な場合）	○	
	施設の管理上の瑕疵に係る臨時休業等		○
	改修・修繕・保守点検等による施設等の一部利用停止又は臨時休業等		○
	政策方針の転換による仕様等の変更起因する費用（管理運営に影響を及ぼす場合に限る）	○	
	指定の取消し及び業務の停止により発生する費用		○
	情報漏えい、警備不備による事故及び犯罪の発生		○
物品等の損傷等	建物・設備の損傷による修繕費の一部（1件あたり20万円未満）		○
	建物・設備の損傷による修繕費の一部（1件あたり20万円以上）	○	
	備品、消耗品の盗難及び紛失		○
損害賠償	建物・設備の瑕疵に起因するもの 注) 指定管理者による適正な保守点検の履行を前提とする。	○	
	施設運営の過失に伴うもの		○
その他	指定管理者の指定議案が議会で否決された場合、申請手続等に要した費用		○
	その他	協議事項	

※ 本表に定める事項で疑義がある場合は、佐渡市と指定管理者が協議のうえ決定する。

別表4 備品等I種(第11条関係)

## 1 佐渡市情報センター

種類	規格・構造	数量	備考	
HDスタジオ・サブシステム	XDCAMメモリーカムコーダー	2	小型スタジオカメラ(取材兼用)	
	SDカードアダプター	4		
	ワイドコンバージョンレンズ	1		
	ワイドコンバージョンレンズ	1		
	バッテリーチャージャー	2		
	バッテリーパック	4		
	エレクトリックコンデンサーマイク	2		
	レインカバー	1		
HD議会中継システム	4入力オールインワンライブスイッチャー(コンパネ含む)	1	スイッチャー	
	バーチャルセットエディター(オプションソフト)	1		
	27型ワイド液晶ディスプレイ	1		
	17型マルチフォーマット液晶モニター	1		
	同上用チルトスタンド	1		
	上記17型モニター用ケース	1		
	キャリングケース(TC455用)	1		
	キャリングケース(TCXD450CSF用)	1		
	ワイド液晶ノートPC	1		
	外部PC用テロップ連携ソフト	1		
	HDSDI4分配器	1		
	回転型HD 3CMOSカラービデオカメラ	2		リモートカメラ機器、等
	IP制御カード(HDSDI出力付)	2		
	三脚	2		
	IPリモートコントローラー	1		
	オーディオミキサー	1		
	ステレオヘッドフォン	1		
	16chパラボックス(マルチオス座)	1		
	16chマルチケーブル(50m)	1		
	16chセパレートコード(マルチメス座、XLR3オスプラグ)	1		
	XLRケーブル(オス-メス、2m)	13		
	IPライブ伝送システム ※予備含む	4	伝送機器	
	ギガビットスイッチ	2		
	上記用光モジュール	2		
	ユーザーステーション用パワーサプライ	2		
	2チャンネル多機能ベルトパック	2		
	シングルマフ・ヘッドセット	2		

ノンリニア編集システム	HD対応ノンリニア編集機	2	編集機
	23型ワイド液晶ディスプレイ	4	周辺機器
	XDCAM EX用USBカードリーダー	2	
	XDCAMドライブ	1	
	パワードモニタースピーカー	4	
	MP4→MXFファイル変換ソフト	2	
HD番組自動送出システム	XDCAMプロフェッショナルメディアステーション	2	XDCAM Station
	スライドラックマウントテーブル	2	
	冗長電源ユニット	2	
	AC電源コード	4	
	15型マルチフォーマット液晶モニター	1	ビデオ&オーディオモニター
	同上マウンティングブラケット	1	
	HD/SD-SDIオーディオモニター	1	
	HD/SD-SDIラウドネスプロセッサ	1	
	マルチフォーマットビデオジェネレーター	1	ビデオ・オーディオ周辺機器
	ラックマウントキット	1	
	収納フレーム	1	
	リダンダント電源	1	
	アナログ映像分配器（同期信号用）	2	
	PC用変換器（文字放送用）	1	
	上記用ラックマウント棚	1	
	音声ミュート機能付きフレームシンクロナイザー	1	
	オーディオミックス機能付ロゴキーヤー（消防用112ch）	1	
	議会中継用FS	1	
	ダウンコンバーターボード（12ch用）	1	
	オーディオD/Aコンバーター（12ch用）	1	
	ビデオパッチ盤	2	
	同上パッチケーブル	3	
	同上パッチケーブル	3	
	同上パッチケーブル	3	
	19インチラック	1	ラック・卓
	ACユニット（20Ax2、雑用10Ax1）	1	
DELL Sever	1	NAS	
HE送出設備	ファン・予備電源内蔵サブラック	1	HE送出設備
	サブラック用電源ユニット	1	
	HDTV MPEG2エンコーダ	2	
	SDTV MPEG2エンコーダユニット	1	
	TS多重ユニット	1	
	OFDM変調ユニット	1	
	下り専用高利得増幅ユニット	1	
	権利保護スクランブル装置	1	
	ブランクパネル	1	
	レイヤー2 Webスマートスイッチ	1	
	キーボード付きモニタ	1	
	コントロールPC	1	
	LAN接続型接点監視盤	1	

	EPGデータ変換ソフト	1	
	TS取得ボード	1	TS同録システム
	TS同録サーバ（フルTS93日間記録）	1	
	予備HDD	1	
	TS同録クライアント	1	
	EPGプレビューオプション	1	
	LAN Switch（16port）	1	
	データ放送対応オプション	1	
	同録ユニット TORUBE Lite	1	
	John/マルチシンクロビューワ接続ライセンス	1	
	ブルーレイオプション	1	
	KVMドロア	1	
	DVB-ASI分配器	1	
	上記用ラックマウント金具	1	
データ放送システム	データ放送用放送ユニット	1	
	データ放送サーバー	1	
	データ放送編集送出ソフト	1	
	データ放送用TS生成装置	1	
パーソナルコンピューター	伝送路監視装置	1	
その他部品類	プロンプター	1	
その他部品類	スイッチャー	1	
舞台照明ライト	照明設備	1	
その他の庁用器	文字打込・送出装置	1	
会議用机	事務机 ITO	5	
事務用いす	事務用椅子 オカムラ	3	
事務用いす	事務用椅子 オカムラ	4	
各種キャビネット	更衣ロッカー ITO	1	
発動機	ポータブル発電機 ホンダEU9J	1	
その他通信機械	佐渡市ケーブルテレビ用ヘッドエンド予備機器	1	
テレビ	32型液晶カラーテレビ SONY KDL-L32RX2	1	
その他通信機械	佐渡市ケーブルテレビ用中継機器（光電話機器）	1	
その他製材木工	チェーンソー	1	
撮影機	ビデオカメラセット（HDビデオカメラ、三脚、アクセサリキット）	1	

## 2 羽茂サブセンター

種類	規格・構造	数量	備考
平机	平机	2	
会議用机	会議用机 ITO	1	
事務用いす	事務用椅子 オカムラ	2	
事務用いす	事務用椅子 オカムラ	2	
事務用いす	事務用椅子 オカムラ	1	
事務用いす	会議用椅子1式 ITOミドルワイン布張り (脚)	10	
各種キャビネット	更衣ロッカー ITO	1	
書類箱	書庫1式 ITO	2	
書類箱	書庫1式 ITO	2	
書類箱	移動書棚 オカムラ	1	
その他棚、箱類	物置棚 ITO グリーン	1	
その他黒板類	ミーティングボード ITO ホワイトボード	1	
その他教養品	マイクロホンシュア一 SONY	1	
その他教養品	マイクロホンシュア一 SONY	1	
その他写真機類	三脚	1	
その他写真機類	カメラアダプター SONY	1	
その他通信機械	マイクロホン SONY	1	
その他通信機械	マイクロホン SONY	1	
その他備品類	ビデオスイッチャー	1	
その他雑品	コードプロテクター 40経×4m	1	



別表6 契約内容 (第15条関係)

単位：円

No	契約内容	契約先	対象物	契約期間	契約額 (消費税抜き)
1	引込線保守契約	(株)オダステクニカ	引込線	R6.4.1~R7.3.31	500,000 円×12 ヶ月=6,000,000 円
2	引込線新設撤去張替契約	(株)オダステクニカ	引込線	R6.4.1~R7.3.31	単価契約
3	自家用電気工作物保安管理契約	(株)オダステクニカ	伝送路施設	R6.4.1~R7.3.31	13,000 円×273 台=3,549,000 円
4	警備保障契約	新潟総合警備保障(株)	羽茂サブセンター	R6.4.1~R4.3.31	20,000 円×8 ヶ月=160,000 円 21,600 円×4 ヶ月=86,400 円
5	自家用発電機保安管理	(財) 東北電気保安協会	羽茂、舟場町、東立島、北鶴島、小川、新穂、小木 各サブセンター	R6.4.1~R7.3.31	520,080 円/年
6	施設保守契約	NEC ネットエスアイ(株)	全サブセンター及びタップオフまでの伝送路施設	R6.4.1~R7.3.31	990,000 円×12 ヶ月=11,880,000 円
7	TS 法定同録システム年間保守	(株)プレンス・システムズ	TS 法定同録システム	R6.4.1~R7.3.31	255,000 円/年
8	データ放送年間保守サポート	(株)データ・ブロード	データ放送システム	R6.4.1~R7.3.31	360,000 円/年
9	統合管理システム年間保守	NEC ネットエスアイ(株)	FTTH 伝送路管理	R6.4.1~R7.3.31	648,000 円/年

## 別紙 1

### CNSテレビ放送番組の編成方針

#### 1 自主番組のチャンネルプラン

SNS や広報誌などとも連携した情報発信を行い、テレビの特性を活かした番組制作および番組編成に取り組む。

##### 【番組の種類】

行政情報コーナー、行政話題、防犯防災情報、お悔やみ・うぶごえ、文字放送、データ放送、議会中継、市長会見、講演会

#### 2 番組内容

##### ① 行政情報コーナー

行政が取り組む新たな事業や制度を分かりやすくコンパクトに紹介する

##### ② 行政および関係機関情報

行政および関係機関情報などを詳しくお伝えする。

##### ③ 防災情報

災害その他、緊急事態に関する情報を放送する。

##### ④ お悔やみ・うぶごえ情報（データ放送）

届出のあった情報を紹介する。

##### ⑤ 佐渡市議会中継

定例会・臨時会の本会議の様態を生中継する。当日夜には再放送を行う。

##### ⑥ 市長会見

毎月の市長定例会見の様子を放送する。また、手話版を作成し放送する。

##### ⑦ 特別番組

各種講演会やセミナー、イベントなどを収録して放送する。

##### ⑧ 文字放送・データ放送

行政情報、イベント情報、生活情報などを文字で放送する。

##### ⑨ 選挙結果

各種選挙結果について、島内の得票結果などを放送する。

以上、基本的な番組制作について市の要請に基づき行うが、業務量の調整などを月 1 回開催する会議で協議しながら進めることとする。

## 令和 6 年度 行政放送月別実績表

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
行政文字情報	32	17	26	35	25	18	36	20	30	12	16	26	293
データ放送	81	96	61	69	79	73	101	98	135	101	91	167	1152
市長定例会見	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
臨時市長会見	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
議会中継	1	0	5	1	0	7	0	1	5	1	1	5	27
特別番組	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	60
行政特別番組 ※ぶらジオ・イレギュラー番組など更新回数	6	8	13	15	15	12	11	10	13	10	12	11	136
健康番組 ※収録本数	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
ぶらジオ ※収録本数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
文化財 3分ルッキング ※収録本数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
イレギュラー番組 ※収録本数	1	1	2	1	1	0	0	0	0	3	0	0	9
その他	0	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	4
合計	127	129	115	129	126	116	154	136	189	133	126	216	